

遊具の設置に関する留意事項

■ 設置前の各所への相談



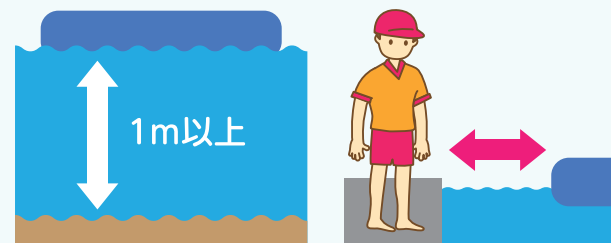
設置にあたっては、自治体、漁協、海上保安庁等、関係機関に連絡し、許可を得たうえで設置する。

■ 安全な遊具の選定



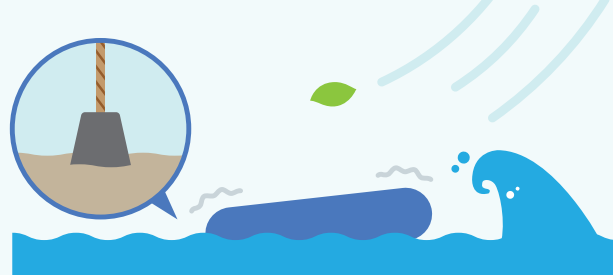
安全度の高い設計の遊具を選定する。取扱マニュアル等が付されていない遊具については使用しない。

■ 安全な場所への設置



遊具の提供事業者、事前に設置場所を相談するとともに、転倒時のケガ防止のため、海であれば干潮時でも水深1m以上、プールであればプールサイドから離れた場所に設置する。

■ 遊具の確実な設置



風や波で遊具が流される可能性があるため、アンカーや土のう等で、遊具が流されないように確実に設置する。

遊具の安全な運営に関する留意事項

■ 運営、安全管理マニュアルの作成



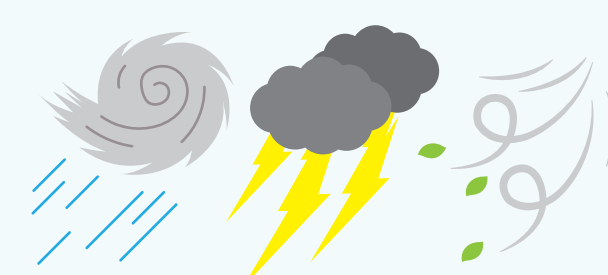
設置場所の特性などに合わせた運営、安全管理マニュアルを作成し、スタッフにその内容をレクチャーする。

■ チェックリストを基にした安全点検



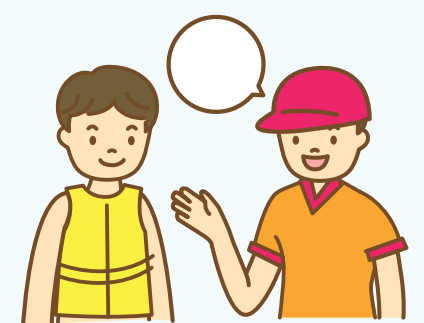
安全点検チェックリストを作成し、運営前、運営中、運営後等、日常的に点検する。

■ 悪天候時の運営中止・遊具撤収



悪天候が予測される際には、予め運営を中止する。特に台風時には、遊具が流されたり、飛ばされないよう撤収する。

■ 利用時の注意事項の伝達



利用前に、利用者に対して利用時の注意事項を確実に伝える。

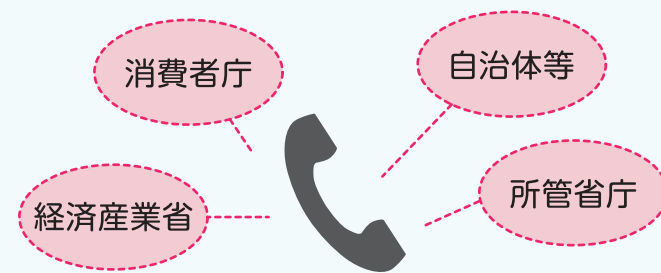
事故対応

■ 緊急時の連絡体制の構築



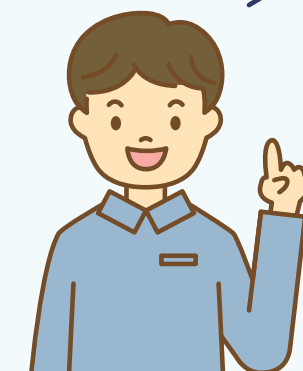
事故や急病人発生時等、緊急時の連絡体制を予め構築する。

■ 事故後の関係先への報告



事故発生後は、警察・救急への通報といった初動対応が終わり次第、自治体・消費者庁・経済産業省・所管省庁へ報告する。

遊具の適切な遊び方・注意事項・禁止事項を正しく理解して、安全に管理しましょう！



本ガイドラインに関する問合せ先

経済産業省 消費・流通政策課

電話番号 03-3501-1511

https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/guideline_suijou.html

本ガイドラインはこちら!!

